

平成28年第4回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成28年9月8日（木曜日）午前10時00分開議

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 議員派遣 | |
| 日程第 5 | 一般質問 | |
| 日程第 6 | 議案第49号 | 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第50号 | 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第51号 | 片品村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第52号 | 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第53号 | 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第54号 | 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 認定第 1号 | 平成27年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第 2号 | 平成27年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第 3号 | 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第 4号 | 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第 5号 | 平成27年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第 6号 | 平成27年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第 7号 | 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 報告第 7号 | 財政の健全化判断比率等について |
| 日程第20 | 報告第 8号 | 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第21 | 同意第 4号 | 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について |

- 日程第 2 2 同意第 5 号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度片品村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 7 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 8 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 4 9 号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 0 号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 1 号 片品村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 2 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 認定第 1 号 平成 2 7 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 2 号 平成 2 7 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 3 号 平成 2 7 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 認定第 4号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第 5号 平成27年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 6号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 7号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(日程第12から日程第18まで一括上程)
- 日程第19 報告第 7号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第20 報告第 8号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第21 同意第 4号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第 5号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第55号 平成28年度片品村一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第24 議案第56号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第25 議案第57号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第26 議案第58号 平成28年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第27 議案第59号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第28 議案第60号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
(日程第23から日程第28まで一括上程)

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
平成 2 8 年 9 月 8 日		
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	千 明 勉	(出 席)
第 2 番	後 藤 眞 平	(出 席)
第 3 番	萩 原 正 信	(出 席)
第 4 番	星 野 千 里	(出 席)
第 5 番	高 山 悦 夫	(出 席)
第 6 番	星 野 栄 二	(出 席)
第 7 番	梅 澤 志 洋	(出 席)
第 8 番	星 野 精 一	(出 席)
第 9 番	千 明 道 太	(出 席)
第 1 0 番	星 野 逸 雄	(出 席)
第 1 1 番	今 井 功	(出 席)
第 1 2 番	入 澤 登 喜 夫	(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	木 下 浩 美
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	大 竹 光 一
住 民 課 長	金 子 賢 司
保 健 福 祉 課 長	萩 原 明 富
農 林 建 設 課 長	山 崎 康 広
むらづくり観光課長	戸 丸 権 次
教育委員会事務局長	千 明 建 太 郎
給食センター所長	星 野 孝 俊
会 計 管 理 者	萩 原 睦 久
代 表 監 査 委 員	戸 丸 廣 安

事務局職員出席者

事 務 局 長	星 野 勝 彦
係 長	金 子 小 百 合

議長（星野千里君） ただいまから平成28年第4回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野千里君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 星野精一君及び9番
千明道太君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星野千里君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から9月16日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（星野千里君） 日程第3、諸般の報告を行います。
お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。

日程第4 議員派遣

議長（星野千里君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付の議員派遣
書のとおり派遣することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第5 一般質問

議長(星野千里君) 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

3番 萩原正信君。

(3番 萩原正信君登壇)

3番(萩原正信君) はい、3番。

皆さん、おはようございます。

今回の一般質問につきましては、二元代表制下における議会の役割として2つありますが、その1つが団体意思決定機関である議事機関としての役割で、2つ目としては執行機関の監視機関としての役割がありますが、この2つ目の監視機関としての役割について、現執行機関の首長の執行に疑問を感じているところがあるため、今回質問するものであります。

執行機関としての首長等による団体意思の執行が適法、適正に行われているかどうか、そして執行が公平、民主的になされているかどうかについて、今回役場職員の人事関係等の執行について疑問を感じる場所があるため、質問をさせていただくものであります。

私も昭和46年に片品村役場職員に採用していただき、平成26年11月まで臨時職員の期間も含めて43年余り勤めさせていただきました。その間、大竹竜蔵村長から始まり、現千明村長まで7名の村長のもと、役場職員として仕事をさせていただきました。

千明村長は、ご存じのように平成17年11月に就任され、すぐ翌年に尾瀬国体開催を初め、数多くの全国的行事や橋梁整備などを進め、現在3期目であります。

しかしながら、私がかかわってきた村長の中では、人事等についての取扱いについて疑問を感じる場所があるため、今回通告に基づき質問をしたいと思います。

それでは、質問席に移り、質問したいと思います。誠意ある率直な答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(3番 萩原正信君 質問席に移動)

議長（星野千里君） 村長 千明金造君、答弁席へお願いします。

村長（千明金造君） はい、村長。
（村長 千明金造君 答弁席に着席）

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） 3番。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

1番目の役場職員の人事についてであります。

（1）の千明村長就任後から現在までの職員の採用について、年度により受験資格である出生年の範囲に異なる年度があるが、その理由について伺いたいという質問ですが、千明村長は、就任時に広く村内外から優秀な人材を採用していくとして、就任の翌年度である平成18年度より職員募集を行ってきたと思います。

平成18年度については大卒程度1名の採用ということで、受験資格を昭和54年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者としています。これは採用年度である平成19年4月1日現在の年齢に置きかえると、27歳から22歳となります。大卒者についてはストレートで卒業した満年齢に5歳プラスの27歳までとしています。

同様に、高卒については3歳プラスの21歳から18歳に、また保健師は資格取得の関係で大卒者と同じ年齢幅に受験資格を定めているのがほとんどであります。平成24年度、平成26年度及び今年度募集の受験資格である出生年が異なっているため、その理由について伺いたしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（星野千里君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

萩原正信議員の答弁に入る前に、私の基本的な考え方を説明をさせていただきたいと思います。

まず、間違いないと思うんですけども、確認を2点ほどさせていただきたいと思います。

萩原正信議員は奥さんとともに長年役場に勤められた、これは間違いないですね。

3番（萩原正信君） はい、間違いないです。

村長（千明金造君） それから、萩原正信議員は、昭和46年4月1日から職員見習いとして3か月間、そして7月1日から職員に採用されております。間違いないですね。

3番（萩原正信君） はい。

村長（千明金造君） 奥さんのほうは、同じ年の4月1日から、この見習い期間なくして職員に採用されているというのも間違いないですね。

3番（萩原正信君） はい。

村長（千明金造君） 任命権者あるいは人事権者としてさまざまな採用方法をとられてきたと、そのように考えております。私に至るまでの各村長が、その時代その時代の採用方法をとられて、そして今日を迎えていると、そのように考えております。

ただ、私は就任させていただいた平成17年11月、そのときに多くの村民から、役場は行きづらい、役場に行くのは嫌だと、そういう大きな声がたくさんありました。私はなぜと聞いてみると、役場は冷たい職員が多い、あるいは役場の職員はあいさつもしないんだと、特に年の大きい職員があいさつもしようとしない。そのような話を聞いて、私はまず職員を変えなければと、それは、常に職員目線で見るとはなくて、村民目線で見ることが大切だと、そのように考えております。

したがって、私は就任以来、自ら大きな声であいさつをするように心がけてまいりました。しかし、なかなかあいさつのできない職員がいたのも事実であります。正信議員も当時奥さんとともに勤めていたということは間違いないと思います。私は、これではだめだということで、子供たちでさえしっかりあいさつをするのに、役場職員があいさつのできない、これは恥ずかしいことだと、そういうことから、朝礼、月曜日、月曜が休みであれば火曜日、全庁の職員がみんな起立をして朝礼を行います。そのときに順番で各課の1人ずつが出て、そしてそれぞれの方法ですけれども、私に続いて大きな声でこんにちほとありがとうございます。お願いしますとか、そういう形を続けてまいりました。

そして近年は、今多くの村民が役場は変わったと、良くなったと、そのように言われております。それは村民だけではありません。村外から来た人も、片品村役場はすごい、そういう手紙や電話もいただいております。それは国外から来た人もそうなんです。ですから、私は常に、この人事に関しても、職員目線で見るとはなくて、村民目線で人事を行っている。そのことを申し上げて答弁に入りたいと思います。

まず、正信議員の最初の質問であります村長就任後から現在までの職員の採用について、年度による受験資格である出生年の範囲に異なる年度があるが、その理由についての質問ですが、片品村の職員数は平成14年度ピークで119名でした。そして私が就任した平成17年度の職員数は112名でした。就任した翌年、平成18年4月には、片品村で初めて職員の定員管理計画を策定いたしました。私が就任した当時は、片品村の財政は大変厳しいものでした。村民の皆さんとともに、この村が自主自立に進む道確立するには、財政の立て直しが急務であり、そして職員の意識改革が大切だと考えました。担当課長を

初め全職員が一丸となり、無駄を省き、財政の引き締めを行ってまいりました。

一例を挙げれば、パソコン等の保守点検委託料の大幅な見直しや、物品購入の際には業者からの見積もりをさらに値引きをしたり、数社からの見積もりをとるなどの徹底した削減に取り組んでまいりました。

あわせて、職員定員管理計画では5年間で職員数のおおむね12%、13人の削減を目標とし、新規採用を抑制してまいりました。結果的には23名の削減となり、目標を大きく達成いたしました。しかしながら、職員の補充をしないということは、職員間の年齢の差が開き、今後の適正な行政運営及び村民への行政サービス低下につながる懸念があります。そのため、ここ数年では職員の少ない年代に優秀な職員を採用するため、年度によって受験資格である出生年の範囲を広げて募集を行っております。

議員もご存じのとおり、募集をしても必ずしもこちらの求めている年代の方が応募してくれるわけではございません。また、応募があったとしても、採用する基準を満たしているとは限りません。今年度につきましても、職員のバランスの崩れている年代を把握し、年齢幅を広げて募集をしております。参考までに、今年度の第1次統一試験、大学卒業程度の一般事務、保健師の受験資格は、昭和56年4月2日生まれ、つまり35歳まででしたが、受験した方の最高年齢は33歳でした。今後も、人に優しい「尾瀬の郷片品村」であり続けるためには、そして何よりも村民の方々に喜んでいただける役場を目指し、常に新たな行政課題に対応できる人材の育成に鋭意努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） 村長の言わんとするところは確かに理解できます。ただ、平成26年度の募集ですかね、高卒程度の。これが51歳から18歳という年齢幅で募集をされていると思います。地方公務員法の第19条に受験の資格要件として、受験者に必要な資格として遂行上必要であって最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるというものがあると思います。これが50を超えるような年代まで一般的な募集で広げていいのかどうなのかというものが1つあると思うんです。

なお、片品村では職員の優遇退職実施要綱の中で、目的を高年齢者職員等の勇退について優遇措置を講じ、人事の刷新を図ることを目的とするという要綱がございます。当然、これについては勸奨制度として昭和50年に始まっているんですけども、当然現在も職員で50歳になられた方にはこの勸奨制度、優遇制度を利用して、どうでしょうか、退職しませんかという肩たたきをしているのが実情であります。それとのつり合いを見ても、この年齢幅を簡単に安易に広げるのはどうなのかなというのがあると思うんです。

確かに、その職について必要であるのであれば、県なんかでは社会人経験枠として一般募集とは別に定めてそういった募集をしていると思うんですけども、ぜひそういうような募集をしてそこに職員を当てればよろしいんじゃないかと。あるいは、採用について一

般受験でなく、地方公務員法の17条の2に採用の方法として、人事委員会を置かない地方公共団体においては職員の採用は試験競争または選考によるものとするとして、またはということですから、必ずしも競争試験でなくても選考採用ができる規定があるわけです。当然、これらに基づいて職員の採用等を行っていると思いますので、今後の取り扱いについては、私の希望としてはそういったような採用をしていくことが望ましいのではないかなという。

受験資格の中で、単に出生年だけを記載されていると、その辺が年齢幅がわからないんですけれども、ぜひこういった採用をする、今後の採用として社会人枠というような別枠で採用する考えはございますか。

議長（星野千里君） はい、村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

萩原議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、やはりこの村のしっかりした財政をしていくためには、職員の数を減らして、そして少数精鋭で努めていきたい。そしてこれからもしっかりと村民目線でその対応もしていきたいと思います。また今まで、ここに資料があるんですけれども、その年齢は別として、今は職員の試験はしっかりと公益財団法人日本人事試験センターにお願いしております。これは1,700を超える国の自治体の中で95%以上を扱っている団体であります。ここで試験を受けて、そして一定の基準をクリアした人を採用しているということ、全く任命権者としてこの採用に問題はないということをはっきりと申し上げるとともに、最後に重ねて申し上げますけれども、今後も村民目線で進めていく考えであります。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） 確かに意味合い的にはわかるんですけれども、別枠で私は採用することが望ましいと思っております。これ以上追及しても村長はそれに答えられないようですので、では次の質問に移りたいと思います。

2番の職員の人事異動について、行政事務全体を掌握してもらうために、庁内各課を経験させることが望ましいのではという質問でありますけれども、これについては、若いうちであれば仕事への順応性も早く対応でき、庁内の多くの業務を知ることにより、村民サービスにつなげていただくためにも必要ではないかと考えますが、村長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（星野千里君） はい、村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

先ほども任命権者としてしっかり答えつつもりであります。

それでは、職員の人事異動について、人事異動につきましては村長就任して以来一貫して、適材適所の職員配置こそが行政本来の目的である村民サービスの向上に直結すると考えております。これは先ほど申し上げましたように、私は職員目線で見ません。村民目線で今後も人事をやっていく考えであります。

職員の適性や意欲、また業務の必要に応じた対応などの現在いる人材を最大限生かして行政運営を行ってきたところであります。今日のように高度複雑化する行政各分野におきましても、専門知識や経験を必要とする場合も少なくありません。必然的に1つの課に長く在籍する職員もおります。したがって、その課に何年いたから異動というような基準は設けていません。例えば、在籍が一定期間で異動というようなものが何かについては、今後状況を見ながら判断をしてみたいと思いますけれども、今後も社会情勢や時代の変化に即応し、最も大事なことは村民の暮らしを支える行政サービスを提供し続けることを第一に考え、適材適所の職員配置を行ってみたいと考えておりますので、今後ご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） 確かに村長が言うとおりの、村民目線で考えるということは理解できます。ただ、現在同じ課に10年以上いる職員もいるようです。

確かに何年で異動ということはないにしても、やはり今、役場の業務について多種多様化して非常に複雑になっております。法改正も適宜行われて、なかなか順応するのに年をとってからでは解釈等に時間がかかるような気がします。でき得れば、やはり若いうちに役場全体の業務を覚えていただき、村民サービスが十分行き届くように異動等行っていたらと私は希望するんですけども、よろしくお願いいたします。

次に（3）の職員採用条件に片品村民であること、あるいは採用後片品村に居住すること等ありませんが、村長としてこのことについてどう思うか伺いたいというものであります。

これについては、村内に居住している職員は、周辺住民への手紙配達などそれぞれの地域で役場職員としてできることをそれなりに対応してきていると思っています。家庭的な事情等やむを得ない方は別としても、今後、職員を採用するときに村内居住について村長としてどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（星野千里君） はい、村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

職員採用条件に片品村民であること、あるいは採用後片品村に居住すること等がないが、

村長としてどう思うかとの質問ですが、まず憲法第22条の居住の自由というものがございまして、何人も公共の福祉に反しない限り居住の自由を有すると定められております。また、地方公務員法第19条におきましては、受験者に必要な資格として、職務の遂行上必要であって、最少かつ適当な限度の客観的画一的な要件を定めるものと規定しております。採用する職員の職について資格を制限する場合は、合理的理由が必要とされております。このような理由から、採用条件に片品村の村民以外には受験資格を認めない、あるいは採用後に片品村に居住するという条件を付すことは、適当ではないと判断をしております。

むしろ、もう少し広い視野で、利根沼田地域全体を一つの生活圈あるいは経済圏と考え、片品村に通勤可能な範囲で職員を採用し、近隣の市町村と互いに連携をとりながら、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

また、UターンやIターンなどの方々にも採用試験を受けていただけるように、受験資格の年齢制限を引き上げたりするなど、人材の確保に努めているところでございますので、今後ともご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） 村長答弁のとおり、それは理解できます。当然、一般職員についてはそれぞれの都合にやむを得ず現在も村外に居住している人等もありますけれども、特にこの住所要件、居住について感じているのは、現在の副村長の関係であります。

昨年、副村長を選任するに当たり、特に村のナンバーツーという役職であり、危機管理等を考えたときに、既に副村長は職員時に沼田市に住居を構えていると伺いますが、村内に家族で移っていただき、片品村民となっただき、村民目線で職務に専念してもらおうような考えはなかったのか。村長のお考えをお聞かせください。

議長（星野千里君） はい、村長。

村長（千明金造君） 任命権者として全く問題ないと考えております。いかに仕事ができるかということが大事であって、いかにあいさつをし、そして仕事をするかということが大事。先ほど申し上げましたように、もう少し広い視野で考えていただければありがたいと、そんなふうに考えております。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） 村長の考えはそういうことだと伺います。

ただ、私としては、やはりせつかく村のナンバーツーとなっただいたわけですから、できれば村に居を構えて、すぐにでも業務ができるような形で住んでいただければ私は

思いました。

それでは、次の2の役場職員の再任用について。

まず、(1)の再任用に当たっての能力の実証は、従前の勤務実績等に基づく選考によるものとされています。この従前の勤務実績等には、定年退職前の勤務実績のほか、健康状態、免許その他の資格が含まれるとされていますが、片品村では平成26年度から運用していますが、再任用の職位づけにばらつきがあるが、その理由について伺いたいというものです。

この件につきましては、6月定例会中の全員協議会でも村長に質問したところではありますが、その答弁に納得できないため、今回再度質問するものです。

今回の再任用の差については、課長職で退職した者が平成26年度及び平成27年度に4人いて、その方たちの再任用の職が主任であります。今年度の再任用が1人で職が課長補佐でありました。そして、この給料についてですが、片品村では短時間勤務の職として再任用していますので、その給料について現在の俸給表の80%で見ますと、26年度、27年度の主任扱いですと月額17万1,200円、今年度の課長補佐ですと月額23万800円です。

また、課長補佐には管理職手当がつき、これが月額1万8,880円あり、この差は給料だけでは5万9,600円、管理職手当を足すと月額7万8,480円多くもらっていることとなります。

平成26年度から再任用制度を運用することになったのは、ご存じのように公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持しつつ、職員の能力を十分活用していくため、当面定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとするとして、平成25年3月26日の閣議決定に基づき、同年3月29日に地方公務員の雇用と年金の接続についてとして総務副大臣より通知されていると思います。

この中でも、60歳越え職員の追加的増加への対応として、公務員人件費の抑制の観点も踏まえつつ、希望する職員を再任用することと、若手職員の安定的、計画的な確保及び新陳代謝を図ること等が可能となるよう必要な措置を講じることととしています。

であるからして、再任用としては、過去の再任用制度運用実績と比較して、安易に今回のように給与費を引き上げることは好ましくないのではないのでしょうか。また、片品村職員の再任用の実施に関する規則第2条でも、再任用を行うに当たっては、地方公務員法第13条に定める平等取扱いの原則及び同法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならないとしています。

任用の根本基準とは、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証であります。この平等取扱いの原則及び任用の根本基準について、今回の職位づけの差に該当するかどうかはわかりませんが、定年退職等の再任用については、地方公務員法第28条の4及び5で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲で任期を定め、常時勤務を要

する職または短時間勤務の職に採用することはできるとしています。

今後の再任用にも影響を及ぼすため、条例等に照らし合わせて今年度の再任用が正しく行われているかどうか、村長の説明をいただきたいと思います。

議長（星野千里君） はい、村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

再任用の説明に入る前に、先ほど役職を言われた職員でありますけれども、ご存じかご存じないかはわかりませんが、常に仕事に遅れることなく、早くに来て仕事をしているということだけつけ加えておきたいと思います。

再任用に当たっての能力の実証は、従前の勤務実績等に基づく選考によるものとされていて、この従前の勤務実績等には、定年退職前の勤務実績のほか、健康状態、免許その他の資格等が含まれるとされているが、片品村ではこの平成26年度から運用している再任用の職位づけにばらつきがあるが、その理由についての質問でありますけれども、お答えさせていただきます。

定年退職等の再任用につきましては、平成25年3月26日付の総務副大臣通知、地方公務員の雇用と年金の接続についてにより、平成26年度から能力、実績に基づく人事管理の推進に努め、意欲と能力ある人材を再任用職員として採用してまいりました。この総務副大臣通知では、能力、実績に基づく信賞必罰の人事、あるいは意欲と能力のある人材を幅広く地域で最大限活用、また職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を積極的に活用することなどが示されております。

また、採用の際の職位の決定についてでございますが、このことにつきましては、5月20日に開催された議会全員協議会でも、萩原議員の質問に私の考えを述べさせていただきました。その後、6月7日に開催された総務文教常任委員会で、総務文教常任委員長である萩原委員長からいただきました職員の再任用についてのご意見も、副村長、総務課長から聞いております。

繰り返しになりますが、再任用職員採用の際の職位の決定につきましては、地方公務員法第28条の2及び第28条の5の規定によるその職員の能力、実績など従前の勤務実績等に基づく選考及びその仕事内容に重要性、また業務量、業務の質などを総合的に検討し、実施してまいりました。今後も同様にこの制度の最優先すべき業務などを総合的に検討して、再任用の採用を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） 当然、通知の中で能力の実証に基づきというものがございます。今年度再任用の対象となられた方とは、過去に部下としてお世話になったことがあります。

個人的な意見ですが、26年度、27年度に再任用を行った方たちと比較した時に、従前の勤務実績等について、今回のような再任用の位置付けとなるような差が生じているとは思いませんが。

議長（星野千里君） 質問時間が残りわずかなので、質問を早めてください。

村長（千明金造君） これ最後の質問でいいんですか。

3番（萩原正信君） いや、今……

村長（千明金造君） 時間になりますけれども。

議長（星野千里君） はい、村長。

村長（千明金造君） 教育行政の関係については教育長に任せてあるので、それに触れることはいたしません。

また、かつて課長のときの部下だったということを聞いておりますけれども、部下もうまく使うのが上司の役目だと、そのように考えておりますので、理解をしていただきたいと思えます。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） では、最後の質問ですけれども、この再任用の関係で、条例それから規則については片品村職員の再任用に関する条例及び再任用の実施に関する規則に定めるほか、再任用する職員の任用事務に関し必要な事項を要綱等を定め、人事管理の適性を図る必要があるのではという質問でありますけれども、やはりこの辺も群馬県内では、私の調べたところでは、長野原町しか要綱を設定されていないようでありますけれども、ぜひこういうトラブルというか、ないようにぜひ要綱の制定をお願いしたいというものなんですけれども、いかかでしょうか。

議長（星野千里君） はい、村長。

村長（千明金造君） 片品村職員の再任用に関する条例及び再任用の実施に関する規則に定めるほか、再任用する職員の任用事務に関し必要な事項を要綱等で定め、人事管理の適正を図る必要があるのではないかの質問でありますけれども、地方公務員の再任用につきましては、地方公務員法におきましても国家公務員の雇用と年金の接続の運営におきましても細かいルールを設けなければならないという規定や方針はございません。5月20

日の議会全員協議会の後、県の総務部市町村課に出向いて、片品村が実施している再任用職員の採用について、萩原議員の質問の内容を含めて何か問題があるかと尋ねたところ、法的に何の問題もないとの回答をいただいております。

また、細かなルールが必要かどうか、県の見解を確認いたしましたところ、この再任用制度は再任用職員にどのような仕事をしてもらうかも含めて、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき、任命権者において運営する制度であり、そのためにその自治体の実情に応じて必要な運営をお願いしたいという回答でした。

群馬県内でも、萩原議員が提案されました再任用の運用に関する要綱等を作成している市町村は少ないのが現状でございます。したがって、要綱のようなものを作成する必要があるかどうかも含めて、今後、近隣の市町村の状況などを考慮いたしまして検討してまいりたいと思います

また、これが答弁の最後になるわけですが、萩原議員にできたら私から1つお願いをしたい点があります。それは、萩原議員は40年以上役場に勤められた、そして大半の職員がかつての部下だったと、そのように考えております。今年になって村民から幹部職員が勤務時間中に事もあろうに関係ない村の施設で油を売っていると、そしてそれには何か村の議員も二、三人いるというような話を聞いております。これは私はとんでもないことで、もしそれが本当であれば、年度途中であっても人事異動、あるいは降格も辞さない、その考えであります。もし議員、そのような場所を見たときには、ぜひ注意、指導していただきますようお願い申し上げます。答弁を終わらせていただきます。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） いずれにしても、最後に村長の指摘されたことについては、何とも言えませんが、ただこの再任用の制度の運用に関しましては、先ほど総務副大臣の通知の中にもあるように、再任用制度が適切に運用されるよう地方公共団体の長は任命権者間の調整や情報提供に努められたいことということで、これに関しても前回の総務文教常任委員会の際に、ぜひ要綱等について他の利根沼田管内の総務部長会議の中で近隣町村の実施状況について調整をしていただき、よりよい事務運営ができるようお願いをしたいということを総務課長には伝えたところであります。

この件に関しては、今期定例会中の総務文教常任委員会の中でもぜひ提案して検討をしていただければということをお願いをしたいと思います。

いろいろ批判めいたことの質問で申しわけございませんでしたが、以上で私の質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

議長（星野千里君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 議案第49号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

議長（星野千里君） 日程第6、議案第49号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第49号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について提案の説明を申し上げます。

本案は、農業協同組合法の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布されたことに伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正となったため、法第8条第2項の規定により、片品村農業委員会の定数を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 山崎康広君。

農林建設課長（山崎康広君） はい、農林建設課長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

議長(星野千里君) 日程第7、議案第50号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第50号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

本案は、農業協同組合法の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布されたことに伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正となったため、新たに農地利用最適化推進委員を設ける必要があることから、法第18条第2項の規定により、片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(星野千里君) なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 山崎康広君。

農林建設課長(山崎康広君) はい、農林建設課長。

(詳細説明)

議長(星野千里君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第50号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 片品村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 片品村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第8、議案第51号 片品村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） 議案第51号 片品村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、農業協同組合法の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布されたことに伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正となり条ずれが生じたため、同法を根拠とする条例の一部改正をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。
これから、議案第51号 片品村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号 片品村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条
例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第9、議案第52号 片品村職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。
議案第52号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案の説
明を申し上げます。
今回の改正は、昨年度の人事院勧告に合わせ、片品村職員の給与に関する条例の一部改
正をお願いするものです。

改正の内容は、12月に支給する職員の勤勉手当の率の改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 大竹光一君。

総務課長（大竹光一君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第52号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第10、議案第53号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第53号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、村内の小学校閉鎖に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、片品村学校体育施設使用料一覧の施設を一部削除するものでございます。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長 千明建太郎君。

教育委員会事務局長（千明建太郎君） はい、教育委員会事務局長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第53号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第54号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長(星野千里君) 日程第11、議案第54号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第54号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、村内の小学校閉鎖に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、各小学校の体育施設を社会体育施設として設置するものでございます。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野千里君) なお、詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長 千明建太郎君。

教育委員会事務局長(千明建太郎君) はい、教育委員会事務局長。

(詳細説明)

議長(星野千里君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、議案第54号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 認定第1号 平成27年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第2号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第3号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第4号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について

日程第16 認定第5号 平成27年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第6号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第7号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長(星野千里君) 日程第12、認定第1号 平成27年度片品村一般会計歳入歳出決

算の認定についてから日程第18、認定第7号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

認定第1号 平成27年度片品村一般会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額51億246万1,098円、歳出総額47億4,770万4,524円、差し引き残額3億5,475万6,574円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税5億6,875万2,668円で、全体の11.15%、地方交付税19億9,867万5,000円、39.17%、国庫支出金4億2,397万4,273円、8.31%。県支出金1億8,598万2,229円、3.64%、繰入金5億4,663万6,130円、10.71%、村債6億9,630万円、13.65%、繰越金2億8,683万4,986円、5.62%であります。

歳出の主なものにつきましては、小学校建設関係8億4,667万5,859円、扶助費1億5,279万8,407円、特別会計への繰出金2億7,496万2,533円、観光施設事業補助金9,360万円、利根東部衛生施設組合負担金2億5,000万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金1億4,415万2,000円、地方債の償還金が元金と利子を合わせて2億6,557万6,449円であります。

また、平成27年度末の地方債借入れ残高は38億4,466万6,477円で、前年度末に比べ4億6,077万7,934円の増であります。

歳入歳出差し引き残額から翌年度への繰越しすべき財源としての繰越明許費5,853万7,000円と財政調整基金への積立金1億5,000万円を差し引いた額1億4,621万9,574円は、平成28年度へ繰越しさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

認定第2号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額8億9,831万6,676円、歳出総額8億5,463万7,388円、差し引き残額4,368万5,938円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1億7,128万7,003円で全体の19.1%、国庫支出金2億2,555万7,234円で25.1%、共同事業交付金2億1,548万4,322円、24.0%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億3,931万3,344円、51.4%、

後期高齢者支援金等1億1,083万2,566円、13.0%、共同事業拠出金2億3,178万7,487円、27.1%であります。

歳入歳出差し引き残金の4,368万5,938円は、平成28年度へ繰越しさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第3号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額9,166万9,353円、歳出総額8,414万2,905円、差し引き残額752万6,448円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料が6,533万3,510円で全体の71.3%、繰入金928万8,000円、10.1%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費2,483万8,531円、29.5%、施設費4,082万7,756円、48.5%、公債費1,847万6,618円、22.0%であります。

また、平成27年度末現在の地方債借入れ残額は、1億7,585万8,356円となっています。

歳入歳出差し引き額の752万6,448円は、平成28年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第4号 平成27年度片品村観光施設事業特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入の観光施設事業収益につきましては、1億8,451万4,871円であり、収益的支出の観光施設事業費につきましては、2億5,685万2,203円であります。

資本的収入につきましては計上はなく、資本的支出につきましては3,250万円で、一般会計からの長期借入金の償還金であります。

資本的収支の不足分3,250万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をしました。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第5号 平成27年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額5億3,230万4,587円、歳出総額5億1,436万5,874円、差し引き残額1,793万8,713円につきまして、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料1億451万3,900円で全体の19.6%、

国庫支出金1億2,555万9,648円、23.6%、支払基金交付金1億2,818万7,000円、24.1%、県支出金7,405万6,632円、13.9%、繰入金7,522万3,950円、14.11%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億6,033万8,794円、89.5%であります。

歳入歳出差引き残額の1,793万8,713円は、平成28年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

認定第6号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額8,402万6,582円、歳出総額8,018万6,512円、差引き残額384万700円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金5,990万5,000円で全体の71.2%、使用料及び手数料1,727万6,200円、20.5%であります。

歳出の主なものにつきましては、施設費3,819万3,016円、47.6%、公債費2,905万9,072円、36.2%、総務費612万9,344円、7.6%であります。

歳入歳出差引き残額の384万700円は、平成28年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

認定第7号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額5,652万2,804円、歳出総額5,455万2,180円、差引き残額197万624円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料2,960万3,200円で全体の52.3%、一般会計繰入金2,258万1,082円、39.9%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費384万7,603円、7.1%、後期高齢者医療広域連合納付金5,046万2,977円、92.5%であります。

歳入歳出差引き残金の197万624円は、平成28年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（星野千里君） 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで、決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 戸丸廣安君。

(代表監査委員 戸丸廣安君登壇)

代表監査委員（戸丸廣安君） 代表監査委員。

命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と6つの特別会計決算の審査報告を簡単に申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年8月18日、役場2階指導室において入澤監査委員さんと2人で、平成27年度一般会計及び6つの特別会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。その意見については、次のとおりであります。

審査結果の総括意見としましては、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。

審査に当たっては、決算は適確であるか、計数に誤りはないか、予算措置及びその執行は適切か、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。

その結果、計数は正確であり、帳簿類はよく整理され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされているものと認定いたしました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

まず、一般会計についてですが、決算額については先ほど村長が申し上げたので省略いたしますが、歳入歳出差引き額3億5,475万6,574円で、翌年度へ繰越すべき財源が5,853万7,000円あるため、実質収支額は2億9,621万9,574円で、さらに基金繰入れを1億5,000万円行っているため、翌年度への繰越額は1億4,621万9,574円となりました。

村税については、昨年より2,289万円の減額となりました。その減額となった主なものは、村民税の896万円と固定資産税の1,042万円であります。

地方交付税については、2,624万円の増額となりました。

国庫支出金についても、5,834万円の増額となりました。

県支出金については、8,640万円の減額となりました。

村債として繰越明許分7,750万円を含む6億9,630万円を借入れ、片品小学校改築、スクールバス購入、塗川橋架替、三松橋の耐震・耐荷補修などのハード事業のほか、福祉医療費支給事業、児童館取り壊しなどのソフト事業に充当されています。

なお、平成27年度末の村債未償還元金現在高は38億4,466万647円であり、3月末の基金現在高は13億7,418万円となっています。

次に、財政の推移であります。3か年の状況が表にして記載してありますので、参考にしていただきたいと思います。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組み、堅実な運営が執行されています。

村税の歳入については、収入済額では前年度より約2,289万円の減額となっています。

収納率は62%であり、前年度より2.6ポイント減で、収入未済額は約3億4,841万円と前年度より約2,468万円増額となっています。

村税収納率調べを載せておきましたので、ご覧ください。

村税の収入未済額増については、固定資産税の増が主なものであります。

また、財政の厳しい状況は変わらず、今後も早期の滞納整理など適切な処理を行い、自主財源の確保を切望します。

地方交付税は19億9,867万5,000円で、前年度より2,624万6,000円増額となり、歳入総額の39.2%を占めています。

厳しい財政状況の中、また限られた予算の範囲で、継続事業や住民生活に密着した事業なども重点に行ったものであります。

今後も効率的で実効ある予算執行に留意し、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

なお、意見書に記載してあります予算額・収支決算額の朗読は省略させていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。差し引き4,368万5,938円で、基金繰入れを2,200万円行ったため、翌年度への繰越額は2,168万5,938円であります。

基金の決算年度末現在高は1億9,149万円であります。

国保税の収納率は82.3%であり、前年度より0.1ポイント低くなっていますが、滞納整理を積極的に行い、自主財源の確保にさらに努力をお願いします。

なお、1人当たりの保険者負担分は19万1,858円で、前年度より1万4,193円増えています。

国民健康保険事業は医療行政の重要な役割を果たしていますが、被保険者の高齢化等による医療費の増大などにより、非常に厳しい運営が予想されます。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康保持推進を図ることも重要な要素であります。

片品村が行っている総合健診の受診や、健康指導部門との連携等を行うことにより、長期安定運営を目指して健康片品のために尽力をお願いします。

次に、簡易水道事業特別会計です。

差し引き752万6,448円が翌年度への繰越額であります。

基金の決算年度末現在高は3,000万円あります。

須賀川地区水道本管布設替え及び越本第1配水池改修の設計委託及び工事等を行い、飲料水の安定確保が図られています。

1人当たりの1日平均給水量は356リットルで、前年度より10リットル少なくなっています。なお、水道料の収納率は58.1%であり、前年度より2.3ポイント低くな

っているため、堅実な運営を図るためには未収金の解消に一層の努力をお願いいたします。

次に、観光施設事業特別会計です。

観光施設全体の損益計算書の当年度純損益は7,233万7,332円となっていますが、これは一般会計からの補助金9,360万円を含んでのものであります。

前年度繰越欠損金11億3,291万9,529円に当年度未処理分利益剰余金変動額及び当年度純利益を加え、当年度未処理欠損金が6億971万211円となりました。

資本的収支では、収入額ゼロ円、支出額3,250万円で、不足額3,250万円については、過年度分損益勘定留保資金で補填してあります。

村営観光施設事業については、全て指定管理者制度を導入により、それぞれ指定管理者が施設営業を行っているところでありますが、指定管理者の決算内容について適正に処理されているかなども把握して、次の協定書締結に当たって改善に資するように努めてください。

観光施設事業は、地域経済に及ぼす波及効果や雇用対策の場として大きな役割を果たしています。今後も経済情勢は厳しい中でありますが、さらに研鑽を望みます。

次に、介護保険特別会計です。

差引き1,793万8,713円が翌年度への繰越額であります。

基金の決算年度末現在高は1,275万7,000円であります。

急速に高齢化が進む中、高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっています。要介護、要支援の認定は年々増加の傾向にあり、今後も介護の予防を推進するとともに、高齢者のニーズに適切な対応ができるよう本会計の安定化を図り、介護サービスの充実に努力してください。

次に、下水道事業等特別会計です。

差引き384万70円が翌年度への繰越額であります。

下水道事業会計の健全な運営には、下水道への加入推進を図り、使用料収入の増収が必要不可欠であります。加入率は58.1%と昨年度より1.5ポイント増となりましたが、戸数にして13戸の加入であり、依然と低いため、適切な対応を望むものであります。

住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、片品川の水質保全の立場から、下水道事業区域外の整備計画を進め、村全体の整備が進むことを望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差引き197万624円が翌年度への繰越額であります。

平成28年3月末現在の被保険者は917人で、引き続き被保険者の適切な医療確保を図るため、迅速かつ適正な各種医療給付の実施に努め、健康の保持増進を図るための保健事業を実施してください。

参考として、6特別会計への一般会計からの繰入金の表を入れておきましたので、参考としてください。

最後に、結論としまして、一般会計及び特別会計の決算は正しく、証拠書類も良く整理されて、会計経理は適切であり、良好と認めます。

財政については、平成27年度片品村健全化判断比率等について決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準には該当せず、大変良好な比率となっているため、健全な財政であると言えます。

相変わらず財政の厳しい中ではありますが、道路維持修繕、橋梁整備、小学校改築、スクールバス購入など、むらづくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、子供から老人までの福祉事業や予防接種等の保健衛生事業など、住民に密着した事業が実施されたことは、村民の福祉向上に貢献したものと考えます。

財政運営の歳入については、村税・公共料金などの収入未済額の処理は、所管課により適切に対処していただいているところではありますが、村税や公共料金などの収入未済については、負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取り組みについてさらに努力してください。特に固定資産税については、収入未済額が増加しており、今後早急な対応が必要であります。

村当局として、毅然とした厳しい対処により、住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後益々厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれます。

観光事業については、武尊牧場観光施設、スノーパル・オグナほたかスキー場事業を指定管理者により営業を行っていますが、今後も指定管理者と連絡を密にいただき、よりよい運営ができることを期待します。

行政改革、地方分権、少子高齢化への対応や住民福祉の充実などさまざまな行政問題が山積みする中でありますが、住民のニーズを把握して、計画的かつ効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案に心がけ、住民福祉の向上や明るく活気あるむらづくりのための施策を望むものであります。

また、職員個々の資質向上を図り、厳しい時代だからこそ住民の期待に応える行政執行がなされるよう一層の努力を希望します。

本決算処理完結のため、事務執行に尽力された各位に深く敬意を表し、報告といたします。

議長（星野千里君） 監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第7号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第19 報告第7号 財政の健全化判断比率等について

議長（星野千里君） 日程第19、報告第7号 財政の健全化判断比率等についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第7号 財政の健全化判断比率等について、報告を申し上げます。

この報告は、平成19年6月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、関係書類を提出するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結赤字比率につきましては、赤字がないため比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては、3.5%でした。

将来負担比率につきましては、算出されませんでした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、全ての会計に資金不足はありませんでしたので、資金不足比率は算出されませんでした。

今回提出した関係書類につきましては、平成28年8月18日に片品村監査委員による審査を受け、内容の認定をいただいたことを申し添え、ご報告といたします。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第20 報告第8号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長（星野千里君） 日程第20、報告第8号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第8号 片品村振興公社株式会社の経営状況に関する書類の提出について、ご報告を申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出するものでございます。

今回の提出した関係書類につきましては、平成28年6月16日開催の監査役監査において承認をいただいておりますことを申し添え、報告といたします。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

はい、9番。

9番（千明道太君） 振興公社の社長であります副村長にちょっと確認とお願いなんですけれども、こちらのほうの事業報告ですか、27年度、それめくった中に、2のほうで寄居山温泉ほっこりの湯とあるんですけれども、この中、中段からやや下のほうに、花の駅と同様、冬季の少雪による盛況で入込み数が減少したということで、確かに減少はしているんですけれども、これよくよく見させていただきますと、総体的に2,988名の減、このうち村外が659人の減、村内の利用者が2,329人の減ということで、村内利用者が月200人ぐらい減少しているので、これが事実であれば、ぜひもう少し村内に利用できるような策というか、いろいろな方法を使って、村民にぜひ多くの利用をお願いできるような方向を考えていただきたいと思いますんですけれども、よろしくお願いします。

議長（星野千里君） 副村長。

副村長（木下浩美君） はい、副村長。

ただいまの確認とお願いの件につきまして、私のほうから話をさせていただきたいと思っております。

寄居山温泉ほっこりの湯につきましては、本来の設置目的がございますので、その目的を趣旨を踏まえつつ、運営状況もしっかり考えながらしっかりと対応してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（星野千里君） ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第21 同意第4号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（星野千里君） 日程第21、同意第4号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

同意第4号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会の委員、千明貞夫氏の任期が平成28年9月30日に満了になりますが、千明貞夫氏を引き続きお願いするものでございます。

千明貞夫氏は、人格、識見とも固定資産評価審査委員会委員として適任であると思いますので、ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、同意第4号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22 同意第5号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（星野千里君） 日程第22、同意第5号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

同意第5号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会の委員、戸丸幸江氏の任期が平成28年11月10日に満了になりますが、戸丸幸江氏を引き続きお願いするものでございます。

戸丸幸江氏は、人格、識見とも片品村教育委員として適任者であると思っておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

なお、教育委員制度の本来の趣旨では、委員の任期は同じ年度内に複数の委員が退任することのないようにするものと定められています。今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成30年度までに任用される教育委員については、その任期を1年以上4年以内で定めることができるようになったことに伴い、戸丸委員の任期を平成31年3月31日までとして、1年ごとに任期が満了するよう調整をするものでございます。

よろしく願いをいたします。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、同意第5号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第23 議案第55号 平成28年度片品村一般会計補正予算（第2号）について

日程第24 議案第56号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第25 議案第57号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第58号 平成28年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第27 議案第59号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について

日程第28 議案第60号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議長（星野千里君） 日程第23、議案第55号 平成28年度片品村一般会計補正予算（第2号）についてから日程第28、議案第60号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第55号 平成28年度片品村一般会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,784万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億484万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、旧小学校の校舎等解体事業に伴う国庫補助金、ふるさ

と納税寄附金、前年度繰越金などの増額であります。

歳出の主なものにつきましては、旧小学校の校舎等解体事業費、中学校技術室等の改装工事費などのほか、地域づくり特別事業基金、学校建設基金、尾瀬の郷づくり基金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議案第56号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,470万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,591万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、財政調整交付金、療養給付費交付金及びその他繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費、一般被保険者療養給付費、疾病予防費及び療養給付費交付金償還金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議案第57号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,032万6,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、施設費で、維持管理に必要な修繕費の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議案第58号 平成28年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ804万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,068万7,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金及び繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議案第59号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,436万9,000円に願います。

歳入の主なものにつきましては、繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の増額、建設費で維持管理に必要な修繕費等の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願います。

議案第60号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,843万7,000円に願います。

歳入の主なものにつきましては、繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長(星野千里君) 議案第55号から議案第60号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長(星野千里君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後12時00分 散会